

平成20年第4回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成20年 7月 8日 開会

平成20年 7月 8日 閉会

東吾妻町議会

## 平成20年東吾妻町議会第4回臨時会会議録目次

### 第1号（7月8日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者.....	2
議長あいさつ.....	3
町長あいさつ.....	3
開会及び開議の宣告.....	4
議事日程の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5
議案第2号の撤回.....	31
閉会の宣告.....	32
署名議員.....	33

## 平成20年東吾妻町議会第4回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成20年7月8日(火)午後1時開会

- 第 1 会議録署名議員の氏名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第2号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の制定について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大関広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長・保健 福祉課長 事務取扱	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	住民課長	小山枝利子君

生活環境課長	加部保一君	産業課長 兼農業委員会 事務局局長	高橋啓一君
建設課長 補佐	高橋修君	ダム対策課長	市川忠君
上下水道課長	蜂巢賀正君	会計管理者	丸橋哲君
東支所長	猪野悦雄君	いわびつ荘長 施設	山田文子君
岩櫃ふれあいの郷施設長	高橋和雄君	桔梗館長	唐沢憲一君
榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君	学校教育課長 兼教務代理	一場孝行君
社会教育課長 兼中央公民館長	高橋義晴君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局 係局長	田中康夫
議会事務局 係長代理	小池さつき		

#### 議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 全協からでありまして、本日は大変にご苦労さまでございます。

梅雨明けも近くなりまして、海開き、山開きの話題が聞こえてくる季節と相なりました。ここに平成 20年第 4 回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多忙の折、ご参集いただきまして開会できますことに対し、心からの御礼を申し上げます。

本日の平成 20年第 4 回臨時会には、課設置条例の改正、町長等の給与の特例に関する条例の 2 件が付されております。十分な審議をお願いし、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

本日、建設課長入院中につきまして、高橋補佐が出席しておりますので、これを申し添えます。

なお、傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しいたしました傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴なさいますようよろしくお願いいたします。

#### 町長あいさつ

議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 平成 20年第 4 回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初夏を迎え、蛍の便りが聞かれるようになりましたが、箱島地区でも今が見ごろとなり、夕闇の中に幻想的な光を放つ光景は心を和ませてくれております。蛍の生息地は、水質などの環境に大きく左右されると言われております。この環境問題等を主要テーマに、昨日から北海道で主要国首脳会議、通称洞爺湖サミットが開催され、あすまで議論が交わされます。日本は開催国として、グローバル化が進む中で、指導的な役割と存在感を発揮され、大きな成果が上げられるよう期待をしておる次第でございます。

さて、本日臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご出席

を賜り、御礼を申し上げます。

今回お願いいたします案件は、町民の方が関心を寄せられておる機構改革に伴う行政のスリム化を図るため、東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の2件でございます。どうぞ慎重審議の上、ご議決いただきますようお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 開会及び開議の宣告

議長（菅谷光重君） ただいまより平成20年第4回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時05分）

#### 議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、18番、高橋基雄議員、2番、竹淵博行議員、3番、金澤敏議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

会期は本日 1 日と決定いたしました。

議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第 3、議案第 1 号 東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第 1 号 東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては 8 月 1 日に機構改革を実施するためのものであり、町部局につきましては 1 課から 9 課とし、教育委員会部局につきましては今までどおり 2 課とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長(山野 進君) それでは、詳細説明をさせていただきます。

概要につきましては午前中の全協でお話をさせていただいたわけですが、今回、町部局が 1 課あるわけですが、それを 9 課にするものでございます。

従来どおり課名が残るものとして、総務課、企画課、保健福祉課、産業課、建設課、ダム対策課、上下水道課、会計課、それから、教育委員会部局では、学校教育課、社会教育課が残ります。従来ありました生活環境課については廃止となりまして、税務課と住民課については、まとまりまして税務町民課という名称になります。

内容は、総務課につきましては、財政が企画に移りまして、消防交通が生活環境課のほうから移るといふものでございます。

企画課につきましては、総務から財政が移りまして、産業課で持っておりました商工観光課の観光部門が企画課のほうに回ります。それと、3施設、桔梗館、岩櫃ふれあいの郷、吾妻荘が企画部の傘下に入ります。

保健福祉課につきましては、子ども係が新たに新設される予定でございます。そのほか住民課で持っておりました国保年金、高齢者医療の関係が保健福祉課のほうに来ます。生活環境課で持っておりました環境対策についても保健福祉課の事務分掌の中に入ります。それと、いわびつ荘が新たに保健福祉課の傘下になります。

税務町民課につきましては、住民課でやっておりました戸籍関係と税務課でやっておりました税関係が入ります。

産業課につきましては、商工観光の観光部分が企画のほうに回るわけでございます。

それと、教育委員会部局の社会教育課の中に、社会教育施設係が新設ということになります。

したがって、機構改革に伴いまして役職も名称変更が出てきまして、課長と課長補佐の間に、新しく次長ポストというのを設ける予定でございます。管理職手当につきましては、課長が10%、次長が8%、補佐が6%ということでございます。

それから、係長の関係につきましては、今までそれぞれ「総務秘書係長」というような肩書がついていたわけですが、今回は肩書をとった「係長」という職名になります。

雑駁な説明でございますが、以上でございます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 何点か確認をお願いしたいと思います。

多分、町の機構改革というようなことなので、主に副町長さんが中心になって行革推進本部で検討されたものが出てきているのかなというような判断に立ちますので、主に副町長さんにちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

最初に基本的な部分でお願いしたいんですが、新体制になって2年間過ぎて、いよいよ行財政改革の基本となる機構改革が出されたというようなことで、その部分については評価しなくてはいけないのかなと思いますが、今回の機構改革について、これをやりたいというこ



とに対してコンセプトといいますか特徴的な部分といいますか、その辺のところについて最初にちょっとお聞きしたいんですが、副町長、お願いします。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） お答えさせていただきます。

今回の機構改革のコンセプトというふうなお尋ねでございますが、まず第1点は、町民の方がお見えになって困らないような、滞りのない手続きができるようにということで、1階の住民課あるいは税務課等を整理して、来た方が一連の作業で済むような形をとりたいという、十分ではないですけども、できるだけその趣旨に沿って機構改革を進めたいというふうに考えております。

それから、第2点です。もう一つは企画の部門ですが、企画の部門が非常に分量が多いという前回からの指摘もあったんですが、やはり合併以降のこれからのあり方、そういうものはやはり企画ということを中心に、より推進できるような体制をつくっていければということで、まず企画から町づくりを考えたらどうだろうということで、今回のような形をとらせていただきました。

一応、第1点、第2点、この2点がやはり中心的なコンセプトというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。考え方は非常にいいんだと思いますが、それらに関して、多分この都市計画の中で、私がこの前もちょっとお話ししましたが、非常に課のバランスというんですか、非常に大きい課と非常に小さい課がある。この辺についての議論というのはなされてませんでしたか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） バランスという意味で考えますと、確かにそういうふうな観点が見られると思います。しかしながら、やはり合併して2年、そういう中で前進をするという意味では、あるところにやはりもの、それからお金も含めて、集中して機動的なものを暫定的につくらざるを得ないのではないかという認識のもとに、若干バランス等は欠けている面もございますけれども、そここのところはその方向でいければというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 今のお話ですと、そういうものがあるけれども、何とかできるという判断を行革推進本部でしたという解釈でよろしいのでしょうか。もう一度お願いします。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 何とかできるかということもありますけれども、まずは、やらなければいけないのではないかということの考えに立っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） やらなければいけないという意気込みはわかるのですが、考え方として、それがうまく回らなかったときに、余計混乱するということが当然想定されます。そういったものをちゃんと検証してやっているかということが聞きたかったわけです。

私は正直言って、これだけの企画とか保健福祉とか税務住民ですか、かなり大きなくくりになりますので、今まで課長が1人でやっていたところが、2人ないし4人以上の仕事をするような実態が出てきますけれども、そういう中で、やっぱり相当無理があるかなという気がするんですが、それについてはいけるという判断を推進本部でしたということで、もう一度それだけ確認します。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） くり返し同じことになりますけれども、そういう意味の担保も含めまして、今回次長制というものを取り入れまして、できるだけその形が維持できるようなものにしていきたいというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。次長制、係長の問題についてはまた後で触れたいと思いますが、次をお願いします。

平成18年度に集中改革プランをつくりました。その際に議会でも行財政改革推進特別委員会というものを設けて、こんな機構にしたらどうかという提案をしました。それらについてどんな配慮がなされましたか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 平成18年のときの検討事項ということで、私の手元に今資料があるんですが、当時私は在籍しておりませんでした。この内容については聞いておりました。それに関して、やはりできるだけスリムな形という方向でこういうふうなものも検討されていたようですが、やはり現実問題として職員の方々との相談の上、現在のような形が生まれたというふうに考えております。過去、将来も含めて、理想的な姿というのがあるとは思いますが、それはなかなか一遍にはできないということで、今回のような形をまずつくったというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 当時私もその提案した1人になってはいますが、そういった中で、たしかもう少し大きくくりでいいのではないかという話をした記憶があります。

ただし、例えば企画と事業部門であるようなところがくつつくとか、そういうある意味論外のような部分なんですけれども、そういう提案は少なくともしていなかったと思いますし、もうちょっとバランスをちゃんと考えて提案したつもりですけれども、今の話を聞いていますと、議会でそういう提案的なものが出されてから、それはともかくとして、職員と相談をしてこれがいいんだというふうに出てきたというふうには聞こえましたが、そういうことですか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） これは職員の方だけではなくて、先ほど申し上げましたように、当然機構をつくる上でのコンセプトというかそういう中で、やはり合併以降の形をどうやったら実行あるものにするかという観点では、これは当然執行者のほうがベースとして考えております。その上で、やはり仕事ですから細部にわたってやりやすい形というのが当然あると思いますので、その面に関しては職員の方と相談される。そういう中で、最終的には、折衷とまでは言いませんが、そういう形をつくり上げたというふうには考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 折衷とまでは言わないという話ですけれども、正直言って、余り当時のものは考慮していなかったのではないかという気がします。

先ほどの副町長の話を聞いていますと、これが多分ベストではないけれどもというような意味にもちょっと聞こえましたけれども、私は、もう2年検討してきてこれが一番いいんだというものが出されたというふうに理解しているんですけれども、ちょっとそういうふうには聞こえなかったんですけれども、そんなことはないですね。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 私の考え方では、現段階ではベストだというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。私も行政にいたことがあるので、これがベストというのはちょっと考えにくい部分があるのでちょっとお聞きしたので、それだけは私と考えが少し違うということでご理解いただきたいと思います。

先ほど職員の方と検討したと、簡単に言えば行革の推進本部で検討したということのお話

だと思えますけれども、何度ぐらい論議したか教えていただけますか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 確かな数字がちょっと答えられないので申しわけないんですけども、記憶の中では、年間を通しまして4回以上はしたような覚えがございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） もう一度確認しますけれども、こんな大事な内容を検討したのが4回ですか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 会議という形では確認できる範囲内では4回ですけども、それぞれを会議ごとに持ち返りまして、各部署あるいは担当で煮詰めていただき、煮詰めたものをまた再度上げるということのくり返しでやってきたというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。検討してこれがベストだということが出てきたというふうに理解しておきたいと思えます。

それにしても、私がさっき言ったように、課のバランスとしてもものすごく大きい課とものすごく小さい課がありますが、課長が当然それで対応できるかどうかという疑問が出てくるんですけども、企画だとか保健福祉、税務町民、これらは大分大きくくりになっていますけれども、それ以外の課はどちらかといえば今までのままというような話ですけども、本当にこれで問題がないというふうに副町長の立場で判断していますか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 問題があるかないかというのは中身の問題ですが、私の考える範囲内では問題は含んでいると思えますが、もちろんベストではございませんけれども、問題がないという意味ではなくて、ベストイコール問題がないということではないと思えますので、その辺のところはやはり実行する段階の中で考えていくということも必要ではないかというふうに思っております。ただし、出発ですからベストをもって考えるというのが当然だというふうに私は考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） それでは、次に確認したいんですが、幾つか言います。

総合計画のマネジメント、入札審査会、路線バスだとか要するに公共交通の問題、地域審議会の問題、広域町村圏の問題、また、今度の総合計画でわざわざ一つの項目に入りました

けれども、行財政改革、それらに付随したいろいろな各施設の統合の問題、こういったものはどこの課で処理しますか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 現段階では企画のほうで扱っていきたいというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） そうしますと、ここの企画のところのアからコまで書いてありますけれども、それ以外にもかなり大きなウエイトのものがまだこの上にさらに乗ってくるというふうに理解されるんですけども、そういう意味でよろしいでしょうか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 当然各事業には企画から実施までの段階がございますけれども、とりあえず企画として扱う部分に関しては、やはり現段階ではこの課で担当するのがベターかと思っておりますし、それは必要に応じて考えなければいけないことだというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） それでは、ちょっと具体的にお聞きします。

例として企画課、かなり大変な課になるかと思いますが、正職、臨時、また委託先の職員等を含めてちょっとお聞きしたいんですが、従来の企画的な部門に何名、観光振興的な部分に何名、桔梗館に何名、ふれあいの郷に何名、吾妻荘に何名、ちょっと数字を教えてくださいますか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 事務的なことなので、総務課長のほうで答えさせていただきます。

現在の企画課の案でいきますと、企画調整係が3名、財政係が2人、広報統計が2人、電算が2人、地域振興観光が2人、桔梗館が職員が2人に臨時が8人、岩櫃ふれあいの郷が職員が7名に臨時、パート等を含めて21人、吾妻荘が2人、あとは嘱託です。そうすると23人の臨時、パート等で、29人になるかと思えます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 吾妻荘の嘱託の数もちょっと教えてくださいますか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 今、吾妻荘支配人に確認したら、嘱託等はいないということなの

でよろしくお願ひします。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） さっき総務課長が囑託とおっしゃったので聞いたんですが、じゃ、業務委託をしている関係で来ている職員の数を教えていただけますか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 約30名だそうです。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 「約」がつかますが、30名。そうすると、さっきと足すと52名ぐらいですか。それに30名足されると82名のある意味、その人員を把握しているのが企画課長ということになりますか、総務課長さん。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 正職員、臨時職員等を含めると、傘下に入る職員は、先ほど一場議員さんが言ったように82名ぐらいになるかと思います。ただ、施設ごとに次長を置きますので、最終的には企画の職員は80名ぐらいになります。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） かなり大きな部分の管理をしていかなくちゃならないということ。財政も来ましたから、正直言って実際に4人以上の課長の仕事を1人でするようになる感じがするんですけども、それはそれとして、大丈夫だというふうに言ったことだから、そういうふうに理解しておきたいと思います。

もう一つお願いしたいのは、ダム対策課はこれでいくと何名ぐらいになりますか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 今、ダム対策課については職員が5名、臨時が1名ということで6名でおりますが、6名で今のところ考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 6名と八十数名、この差が問題になるとは思わないですか。

途中で変わっちゃいましたけれども、副町長のほうがいいんですか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 数としてはそういうふうには感じますけれども、やはり仕事の内容というふうに考えていますので、その辺は、私は数字だけではとらえられないのではないかとこのように考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） おかしいですね。企画がこれから非常に重要になって、そこをメインにやっていくんだと言っているんですよ。数じゃないんだという話じゃないと思います。

私も正直言って、企画の部門というのはすごくこれから重要になっていくんだと思います。そこに事業部門みたいなものを持たせて負荷をかけてやっていくことで、本当の適正な行政ができるかというのを心配しているんですよ。人数だけじゃないということで今話がありましたけれども、副町長、そういうことで本当に大丈夫ですか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 単純に数字だけの比較という意味で申し上げただけで、中身の質的な部分で大丈夫かどうかということで私は今答えたわけではございません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） いつまでも私が質問していてもあれなんですけれども、じゃ、本題に入りたいと思いますが、これからの時代は非常に厳しい時代なので、私は正直言って、企画の部門に財政を持たせて、それをリンクさせてそこを中心に町の運営をやっていくことについては非常に賛成なんです。だけれども、まず1点が、企画部門と事業部門が一緒になっていきますよね。これは普通の自治体だと余り考えられないことなんです。先ほどから聞いていると、その辺についての余り明確な答弁がないんですけれども、本当にこれで混乱はないですか、副町長。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 私が想定する混乱というのは、ちょっと今現在では答えられるものは持ってありません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 少なくとも町長の命を受けて、副町長としてこれを多分まとめてきたんだと思いますが、もう既に就任して1年たつわけですから、そういう中で、今みたいな言い方の答弁というのは私もちょっとよく理解できないんですが、それはそれとしていいでしょう。

もう一つ、企業会計が一般会計の企画部門にリンクされてきますけれども、これで制度上問題はないですか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） お配りしました組織表の中に上下水道が似たような形をとっており

ますので、それを例として考えていただければというふうに思っております。

(発言する者あり)

議長(菅谷光重君) 副町長。

副町長(関口博義君) 今申し上げた説明は、同じ組織の中に似たような形があるという意味で、同様に考えておりますのでということでご理解をいただければというふうに思っております。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) お答えの意味がよくわからないんですけれども、町の一般会計の中に上下水道課があるということは私もよく理解できます。会計上、企業会計を採用しているというのはよくわかります。でも、少なくともそれは切り分けができるように課を分けてありますよね。

これだと、はっきり言ってあれじゃないですか、観光部門も入ると言う話も聞いていると、どこまでが企業会計として処理するのか、一般会計がどこまでかという切り分けが非常に難しくなってくる。要するにごちゃまぜのようなシステムになりますよね。それとあとは、ふれあいの郷とか桔梗館、これも今既に一般会計に入っていますけれども、非常に混在しちゃって、会計処理上わかりづらい。私たちは特に決算と予算を認めなくちゃならないというようなものがありますので、非常にわかりづらい状況が出てくるような気がしますが、本当に問題ないですか、副町長。

議長(菅谷光重君) 副町長。

副町長(関口博義君) 吾妻荘もそうなんです、今回こういうふうな形をとらせていただいたというのは、その辺の部分の数字的な明瞭制であるとか一覧性であるとか、そういうものに関しては当然できるだけそれはわかるようにしていかなければいけないと思いますけれども、この趣旨の中で、やはり観光、地域をどういうふうにイメージさせていこうかという中で業務をできるだけ統一したものとしてやっていきたいと、そういう意思がかなり強くこの形では出させていただいております。ですから、そういう意味で企業会計であるとか一般会計からの云々であるとかという話はもちろんあるとは思いますが、その点に関しては十分考慮しながら進めていきたいというふうには思っております。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) 言っている意味はわかりますけれども、だからがゆえに言っているんですよ。私たちが行革の集中改革プランのときに、あえて事業課的なものでそういうものを



統括していったらという提案をしていると思います。でも、それをわざわざ今回組み込んでいますよね。今言った3施設、桔梗館、ふれあいの郷、吾妻荘、これは前回の決算のときにも今回の予算のときにもちょっとごたごたしましたけれども、全く抜本的な改革が求められているんですよ。非常に難しい時期に来ているんですよ。

片方では、さっき副町長が言ったように、企画部門を充実して財政とリンクさせて、町をきちんと健全に持っていくというマネジメントをしていきたいと言っているわけですよ。それを1人でこなすということは、私にはとてもちょっと理解できない。本当にそういうことで、副町長の今の答弁からいくと少し矛盾が出てくるとは思いますけれども、思いませんか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） そういうふうな矛盾等の考え方でありませけれども、そういうふうなものをできるだけ避けたいということで今回の次長制という形を取り入れたと考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） もう少しお願いします。

町長は、4月に産業振興プロジェクトを立ち上げるというような話を3月議会でされていましたが、実際に立ち上がったかどうかは私ちょっと確認しておりませんが、産業振興ということ考えたときには、少なくとも農林、漁業、商工業、観光部門も含めて、今まで産業課という位置づけの中でやってきました。それをリンクさせて、振興プロジェクトまでつくって力を入れてやると言っているわけですから、そういうふうに考えると、私は、企画よりは産業課にあって連携をとりながらやるほうがいいかなという考え方も持ちますが、推進本部ではそういう論議はなされなかったですか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） もちろんその辺の観点に関しましても議論は出たと記憶しております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） もう少しで終わりにしたいと思います。

今の町行政に欠けているのは計画性なんだと思います。それで、ようやく2年かかって総合計画ができました。それをいかにマネジメントしていくかというのがすごく重要なわけですよ。それで、私は老婆心ながらこれでは無理だろうと言っているわけです。本当にこれで支障がないかというふうな心配をするわけですがけれども、これについては町長にお聞きした

ほうがいいですか。お願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 新しい形というものを目指しました。今の町の状況の中ではベストというふうに考えております。それぞれの担当が一生懸命やって、それぞれの部署、それぞれの立場で町民へのサービスを行っていくということ、それが大事だと思っております。そして、そこに問題が生じた場合、それも含めてみんなで検討した中で、変えていくということも恐れずにやらなければいけない、そんなふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。やってみてという部分もあるんだと思いますが、その辺については、私は今の執行部の提案と全く逆の発想の考え方を持っております。やはりこれでスタートしてみて、2年かかって最善の策が出てきたというふうに理解しましょう。仮にうまくいかなかったときに、ちょっと取り返しが見つからないんですよ、ここまで来ちゃっているのです。その辺のところを踏まえていくと、やはりこれはかなり無理があるだろうと言わざるを得ない。その指摘だけはしておきたいと思います。

最後に1点だけ。さっき次長、係長というような話が出ましたが、これは直接この条例とは関係ありませんが、説明がありましたのでちょっと確認しておきます。課長の下に次長を設けてというような話がありますが、以前課長の下に参事を設けたりして混乱をしたというようないろいろな時期があって、結局は今、課長、課長補佐、係長というようなスタンスでやっていますが、あえて次長を入れるという話をしましたが、今までのシステム上混乱がないということを考えれば、課長補佐で十分それは対応できるんじゃないかという気がしますが、なぜ次長を入れるんですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 課長相当職という形をとるとというのが1点。そして、課長補佐が何人かいるところでは、筆頭課長補佐という形にもなります。すべての課に次長を置くというわけではございません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 筆頭課長補佐というようなプランがあるのであればなおさらかなと思いますが、必要以上の職をつけるということは、やはり適当に機能するかということを見ると非常に疑問があります。ましてさっきの話を聞いていますと、係長は、簡単に言えば自分の役職を持たない、ただの単なる係長という発令をするというような総務課長の話があり

ましたけれども、何々係の係長がだれのだれ兵衛というのが大原則だと思いますが、組織上そんなことで大丈夫ですか、総務課長。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 従来は何々係長というような形でいたわけですがけれども、今回その肩書をとった形で仕事をしていただくわけですがけれども、当然、例えば人事組織だとだれが中心にやるということはある程度課内で決めるようになるかと思えますけれども、全員の方が今までは係長というと係長の分野きりしなかった部分が見受けられたので、その辺の弊害を取り除いて、全課員で対応するというようなことも含めての処置でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 考え方はわからなくはないです。グループ制というのが出たのは多分そういう意味もあると思います。ただ、係の責任はやはり係長がしっかり持ってやらないと、やはりそれが中途半端になるんだと思います。町民に対してもそうですけれども、少なくとも組織の中でもそれぞれが何の係の係長だというのがわからなくては間違いなく混乱すると思えますけれども、本当にそれでやるのかどうか、もう一度お聞きします、総務課長。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 今までの係長制度の弊害を除くためにこのような措置をとったわけですがけれども、例えば、何々係長というのを設けますと、係長がいない場合は今課長補佐が兼務しているというようなケースがあります。どうしても係の数だけ係長を置かなければならないというようなこともあったものですから、今回のような措置にしたわけでございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 課長補佐が兼務しようが、それは余り関係ないんですけども、それはそういう説明があったということで理解しておきましょう。

少なくとも私は、次長、係長の問題についても少し疑問があります。そういうことも踏まえて最後にまとめなんですけど、正直言ってこの大くりなところで、例えば企画課長になった人が、相当優秀な方が多分この中にいてやってくれるんだと思えますけれども、全く大変な状況になるということは、もうやらなくても多分想像がつかます。私も20年からの行政経験がありますけれども、ちょっと信じられない内容の機構なので、やはりその辺のところをきちんと考えたときには、果たしてこれでいいかなというのは相当疑問があります。その辺のところも踏まえて、私自身はこの案にはとても賛成できないというような状況になってし

まいります。今の答弁を聞いている限りは少なくともそういうふうになりますけれども、仮にこの案が可決されたとしたら、執行部の皆さんがおっしゃっているようにしっかりやってもらうしかないと思いますけれども、それには町長、副町長がしっかり今まで以上にマネジメントしてもらうということが必要だと思います。正直言ってこれでスタートすることは、これから先非常に大変な時期を迎える町行政にとっては、慎重に判断しなくてはならないと、そんなふうに感じます。

私ばかりしゃべっていてもまずいので、以上で質問は終わりますけれども、その辺のところだけは申し上げておきたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 順を追って質問します。

今回、この機構改革の主眼とするものは何ですか。一言何っておきます。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 主眼というふうな言葉になるかどうかわかりませんが、先ほどコンセプトという意味ではお答えさせていただきましたので、それが同様と考えております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 先ほど報告がありましたコンサルティング報告によりまして、どうもコンセプトと先ほど説明されたものではないように私は受けられます。主眼というのは、人件費の抑制にある。まさにそこなんだと思うんですよ。その解釈に間違いがありますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 人件費とは全く関係はございません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 職員給与の減額について総務委員会でも長らく検討してみましたが、暫時定年を迎えるときの定数減によりこのくらい、機構改革によりこのくらい、そういう話は総務委員会でもばんたび町長みずから発言しております。ですから、私たちは、この機構改革を経て職員の人件費が抑制されていく、そういう解釈でいしましたが、間違いでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 違っていると思います。そういったつもりで機構改革を口にしたことはございません。ただ、現実的には次長職という形になる者もおりますので、その職務手当

でしょうか、管理職手当というようなものが微減するであろうというふうには想像はできませんが、それを主眼にはしておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、過去1年間、総務委員会で町長が発言された内容については何だったのかと非常に腹立たしくなるところなんです、私が今発言したようなニュアンスで町長発言があったかどうかというこの部分だけ、本人に聞いておきましょう。

（「答えましたけど、さっき」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 大図議員、「答えた」という答えだそうです。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） じゃ、いいです。質問の内容を変えます。

では、伺います。これは町長みずからお答えください。

地方公務員法第5条、この本旨はどこにあるか教えてください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 承知しておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それで機構改革と言っても、だからなかなか実りが上がってこない、私はそんなふうには考えているところなんです、少なくともこの地方公務員法第5条においては「条例で」と前提しながら、職員に適用される事項の実施云々、その他必要な事項を定める。それで、この職の設置について、職階制ですね、あわせて今現在規則でやっているところの規則第2条になりますが、そういった部分について、これを規則でだれだれを管理職にする、そういうことになりますね。今回この条例が成立すれば、その規則も改正せざるを得ないと思います。

ただ、課に課長を置く、そうすると今度は次長を置く、課長補佐を置くということになると思いますが、何名の課長補佐を置くということもない。そうすると、最大限好意的に考えても、12課ありますと、12課長、12次長、12補佐という形での予想が成り立ちます。そうすると、今現在18課なんですから、課長補佐と課長で36名。12課になりましてもそれぞれ課長、課長補佐、もう一つその中間に次長ができる。この次長は6等級の対象だということになると、今現在6等級の人が18名ですが、6等級は今度は24名になる。これをもって機構改革と言えるかどうか。なぜかという、今私たちに求められているのは、経常収支比率をどうやって改善していくんだ、これが町長の選挙公約でもあるところの財政改革というこ

とに直結するわけなんです。そういった意味合いからすると、課の設置は、どういう形でもこれは町長の裁量権である、あるいは同じ職員の配置がえで済む、確かにそういうニュアンスの部分ではあるのですが、職の設置となると、住民理解をここに求めるためにということになると、なかなかこれは釈然としないものがあるんです。

そういった意味合いで、本来ならば公平委員会がそこに機能すべきであると思うんですが、町長に伺っておきます。地方公務員第9条で、第8条第2項を引用することができるということになっておるんですが、この認識があるや否や伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

（「暫時休憩をお願いします。帰って調べてきます」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） ここで暫時休憩をとります。

（午後 1時54分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほど地方公務員法第8条、第9条ということでしたが、第8条は、調べてみましたら人事委員会の権限ということでしたが、この人事委員会につきましては、人口15万人以上の市であるとか、指定都市、県という形になっておりますので、この町では人事委員会の設置はできないに近いようでございます。当然ながら我が町では人事委員会の設置はしておりません。

そして、第8条の中で公平委員会の権限もございまして、この公平委員会につきましては我が町でも設置はしてございまして、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決または決定とございます。そのほかにも職員の苦情を処理すること等々も書いてございますが、この公平委員会と今回の機構改革についてどのような関連があるのか、私のほうでは存じておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 質問の要旨に答えてもらっていないようです。第9条のところ、条例によりという前提なんですが、第8条第2項の事務処理について、公平委員会がそれに当たることができるという法の規定になっていますので、やりようによってはやれるんじゃないかなと、そういう意味で質問をしております。すると、できないんじゃないかという話だということになるかと思えます。そういった中から、人事行政に関するところの透明感がいまいちない。なぜならば、やっぱり1課2課長という制度がそこに存在し得る背景がまだまだある。ここに問題点があるんだと思えます。

ちなみに、このコンサルティング報告につきましても、仮に水道料の部分にいきましても、供給単価が129円、ただし給水原価が159円、たった今そういう報告をもらっています。そうすると、少なくともゆくゆくは水道料金も160円を超える。そういう時代がやがて来るんだと。この町民負担を理解してもらうために、じゃ執行部は何をすればいいんだと。そういう部分では、やっぱり機構改革なんだと思えます。経常収支の改善を図っていくんだと。90%を切るところまで持っていくんだ、目標値は80%なんだと。少なくとも総務委員会ではそんな発言があったように私は記憶していますが、そういった意思があるやないや、伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） この機構改革で、人権費の削減はわざわざは考えておりませんというのは先ほども申し上げた次第でございます。ただ、経常収支比率であるとかこの町の財政をしっかりと健全財政に持っていくというのは、ほかの形で十分に考えております。ただ、我が町はまだ合併して2年たったところでございます。そして、この機構について、これから進めていこうという形なわけです。いざ、これからなんです。その辺のところをおわかりいただければありがたいと思えます。

なお、先ほど来おっしゃっております1課2課長、こんなことがあるわけがございませんし、先ほど一場議員からのご質問の中でもお答えしましたが、それぞれの課にすべて次長を置くということはないと申し上げました。そして、この次長職というそれを設けたのは、この公平委員会にもかかわるところの職員の不利益ということにも関係をしているということです。それ以上はちょっと申し上げられませんが、そういったいろいろなものをお酌み取りいただいた中で考えていただければありがたいと思えます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番(大関広海君) ただ、そんな悠長なことを言っている時間はないというのが現実だと思います。

例えば、またこのコンサルティング報告書を上げますと、22ページを皆さん見てもらえればわかるんですが、町道の改良率、類似団体が61%に対して東吾妻町では32%。なるほど住民がいろいろな要望を寄せてきても、「お金がないから」、これが担当の口から出るという……

議長(菅谷光重君) 要約してください。

10番(大関広海君) じゃ、要約します。そういった状況を踏まえて、改めて質問します。

地方公務員法第24条第6項、ちなみに地方自治法204条、この部分の本旨をとらえるならば、さあ、どうなりますでしょうか。今回の機構改革に伴うところの職の設置から発生するところの管理職手当の問題にいきます。今現在行われているところの管理職手当の支給方法あるいはその額の決定について、要請はありませんでしょうか。

(「また暫時休憩をいただけますでしょうか」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) ここで暫時休憩をとります。

(午後 2時17分)

議長(菅谷光重君) ただいまより再開いたします。

(午後 2時25分)

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) たびたび休憩をいただきまして申しわけございませんでした。

地方自治法第204条については、その3でしょうか、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければいけないと、こちらでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

町長(茂木伸一君) そして、地方公務員法第24条では、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならぬとまずありまして、6で、職員の給与、勤務時間、その他の勤



務条件は条例で定めるとある、こちらでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

町長(茂木伸一君) ということでしたら、これは既に条例で定めてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) じゃ、その第204条、給与条例からいきますと、なかんずくそのこのところの管理職手当です。管理の職にある者に管理職手当を払うと、ただそれのみが条例で記載されております。その規則にのっとって一覧表がありますが、これはいつも言っています。控訴人、非控訴人という間柄で、長年の間、高等裁判所までそういった条項を争っております。私もその文面はかなりシビアに書いた覚えがあります。常にそれを読んでいる町長に対して改めて言っておきます。昭和59年の最高裁判例で、条例で給与の額は条例により定めると記載してあるので、条例により給与の額が決定しなければならない。それが法が条例にした範囲であって、その範囲を逸脱するところの包括委任をした、規則に包括委任している。規則により定める、この部分は、法が条例に委任した範囲を超えるので無効であると最高裁判決で出ている。何度も何度もその文章を町長に提出してあります。東吾妻町もまさにその例です。片や一方において、職にある者がどういう者を管理職にするか、これが条例で決まらない。町長の規則で決まっている。だから、今回は次長職をつくりましょうという話になっています。

また同じ質問になりますが、最大限好意的に考えても、1課1補佐1次長という形でできる確立が十分にある。これは、する、しないじゃないんです。やろうと思えばできる背景がそこにあるということです。私たちが今論議しているのは、茂木町長がやるかどうかの話をしてないんです。システムとしてどういうものを構築していったらいいんだろうかという論議の中にこういう発言が出ています。それを地方公務員法の全体の流れの中から職員に適用される事項、職員の職階制を引いてあるところによりますと、昇給はともかく、やっぱりそこに昇任という形が出てきます。だれが課長になったか、これはやっぱり職員にしてみるとシビアな問題になるんだと思います。そうしてみると、これが条例によりきちんと整備されている、これが必要なんだと思います。

ちなみに、地方公務員法は、人事委員会を導入している市町村については職階制を義務づけておりますが、公平委員会の部分については義務づけておりません。だから、東吾妻町が職階制を導入しなくても違法にはならないんだと思います。ただ、従前からずっと職階制を

導入しているのです、そうすると、この職階制そのものは、職員に適用される事項に相当するんじゃないか。また、その職階制を導入することによって管理職手当がそこに支払われるわけだから、それもあわせて条例なのだから職階制も条例にすべきだと、こういう論理的な展開であるんですが、理解できましたでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今回は、合併をしたときにつくりました東吾妻町の課設置条例の一部を改正するという形でお世話になろうと思って、それだけを条例として皆様にご検討いただいているつもりです。その辺の職階制についてであるとか手当であるとか先ほどの最高裁判例であるとかいうことにつきましては、また別な議論になるのではなかろうかと。今ここで急にそれを言われても、これは私どもではどうにもなるものではございません。ですので、それはまた別な議論という形でいろいろとご指導を賜ればありがたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） ところが、これは別な議論になりません。今言っているように、さあ8月から職階制が一部、規則ですから公告式を経ることによって有効になると思います。それで管理職手当が払われます。従前も払われていました。従前も含めて、これから払おうとするものも明らかに法律違反です。これを踏まえて、じゃ、それでいいですからやってくださいと言うわけにはいかないでしょう。どなたにも管理職手当を払う措置がない、これが一番いいことなんだろうが、なかなかそこまでのことが通用するかどうかはまた別途考えなくちゃいけない。

一番いいのは、この課の設置とともに職の設置と管理職のあり方を抜本的に改正して、3点セットできれいにしていく。これが、期待を集めて登場した茂木政権に対するところの町民の期待感だと思います。その意思があるや否や最後に伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 議員は何度も最高裁判例をというようなことでおっしゃっていただきましたが、いずれにいたしましても今この場ですぐ結論が出るわけではございませんので、それにつきましては十分に検討をさせていただきたいと思っております。

私も地方自治法の204条であるとか地公法の24条、7条、8条、9条、そういったようなところもすぐには出てこなかったところもございますので、県とも相談を申し上げて、その辺が必要ならば、当然のことながらという形で整備をしていくというつもりであります。

議長（菅谷光重君） ほかに。

5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 先ほどほかの議員が質問したと似たところがあるんですけども、先ほどの説明の中で企画課が80名ぐらいということだったんですが、そのほか総務課、保健福祉課、税務町民課、産業課、建設課、ダム対策課は6人ということだったんですけども、上下水道課、会計課、学校教育課、社会教育課等、全部、臨時も含めた形で、それぞれ何人ぐらいの職員の人数が教えていただければありがたいです。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 須崎議員さんからの課ごとの正職員と臨時職員等の数のご質問だというふうに思いますけれども、総務課につきましては正職員が23 臨時が2ということですから25人になるかと思えます。企画は先ほど回答したように約80人でございます。保健福祉課につきましては正職員が66 臨時等が47ですから113人ですか、それから税務課については18人です。産業課については15名だと思えます。建設課が14名です。ダム対策課が正職員が5、臨時が1で6名。上下水道課が13名。会計課が5名。学校教育課が正職員43 臨時等が40ですから83人ぐらいになるかと思えます。社会教育課が正職員8、臨時3ですから11人。議会事務局が3人。農業委員会が2人というような内訳になっております。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

そうすると、私が見る限りでは、企画課と保健福祉課につきましてはかなり今まで以上に仕事の量がふえるかなというように認識していますけれども、実際に大丈夫なのかどうかということなんです。再確認なんですけれども、自信を持って、町長、大丈夫ですよ。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 大丈夫だと思っております。例えば難しいと考えた場合には、すぐ対策をとるというふうにも考えます。ですので、その辺のところは職員とよくコミュニケーションをとりながら、お互いにフォローしていくということをやっていきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

ちょっと視点を変えます。一場議員もちょっと質問されたと思うんですけども、18年度に行財政特別委員会ということで、議会のほうで1年間かけてかなりの回数を検討してきた中で、最終的に昨年の3月ですか、組織等の検討資料ということで出した経緯があると思うんですけども、私も行財政特別委員会の委員としてこれを提案した側なんですけども、先ほど

副町長からこれにちょっと無理があるというふうな説明があって、昨年6月12日に出されて、9月のときに検討が出されて、今回ということで、3回目の手直しの中で最終的に今のものが今回提案ということなんですけれども、議会側が出した特別委員会の中での組織のどの部分に問題があったのかということ、もし説明ができればお願いしたいと思います。そうじゃないと、議員で一生懸命やって、納得できない部分があるものですから。なぜこれがダメなのか、これはこういう問題があるからこういうふうにしましたという何かがあると思うんです。できないということが副町長の説明の中にありましたので。ぜひその辺の説明をお願いします。

(「すみません、いいですか」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 5番、須崎議員。

5番(須崎幸一君) すみません、検討資料のものというのは、そちらのほうにありますか、大丈夫ですか。

(発言する者あり)

5番(須崎幸一君) 大丈夫ですよ。それがダメだということだったものですから、なぜこの部分がダメかということ、ちょっと説明していただければありがたいなと思います。

議長(菅谷光重君) 副町長。

副町長(関口博義君) 18年度の組織機構検討資料ということで今私見させていただいてるんですが、この検討事項がダメだという認識を私は持っていないものですから、できないのではなくて、こういうもの話は伺っております。やはり時代とともに組織もある意味では弾力的に考えなくてはいけない部分がありますので、去年から1年やってきた段階の認識ではこういう方法がいいんじゃないだろうかというふうに考えておりますので、実はこれがダメだというふうな認識は、私も全くありません。

議長(菅谷光重君) 5番、須崎議員。

5番(須崎幸一君) ちょっと言葉のとらえ方が違うかもしれないですけども、私がお聞きしたいのは、この案のどこがどういうふうだから、1年間かけてやったものが今の段階で採用されなかったのかということをお聞きたいんです。具体的に教えていただければ、それで結構です。今のままではどうしても納得できないんです。

例えば、ほかの議員も言われたとおり、事業課というのを当初議会のほうでも出しているんですよ。それを受けて、去年の6月12日の段階ではちゃんと事業課というのがあるんですよ。これが検討する段階の中で最終的にどこに入っちゃったかということ、これを見ますと

企画課のところに行っちゃっているんですから。だから、何かそういった流れがあるわけですよ。そういう説明をしてくれないと、議員として私は納得できない。

この町がこれから将来どういった形になるかわかりませんが、これは行財政改革という中では非常に大切な組織機構だと思います。私は初めから申し上げているんですけども、これをなるべく早くにやってもらいたいということは町長にも言っていたと思うんですけども、これを立ち上げて、これが基調になって町づくりのこれからの10年間というのができるのかなと思っていますので、根幹をなすものですから、これに満を持して2年間かけているわけですから、それだけのものを決めるということになれば、私たちもちゃんと納得いったものでなければちょっと承服はできないというふうに私は考えているんです。

議会側がこういうものを出しているわけですから、それに対してきちんと、これはこういうのだからだめだよとかいうものを出してもらわない限りは、これは納得いかないと思うんです。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） ただいまのご質問で、これはやはり組織機構を検討されたというご努力ということでお伺いはしました。そういう中で、当初この組織を検討する段階で、当然さまざまな資料はこれだけではなくて、例えば他地区の組織等も検討させていただいております。ですから、そういう中での今できる状況というのが、現在提案させていただいているこの組織表でありまして、例えば今この手元にありますこれのみを基準にしてやってはいないものですから、その辺のところは、さっきのようにこれはだめというふうに言われてしまいますと、そんなことはないので、多分この中からも取り入れている部分もあるのではないかとこのように私は思っていますので、そこら辺のところは、ひとつこれだけに絞らずに質問していただければ幸いです。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 今、取り上げている部分もあるということだったので、じゃ、取り上げている部分についてご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 今ちょっと手元にこれとこれというふうにはないんですけども、例えば板倉町とかは非常に類似団体だということで、類似団体の組織等も検討させていただいております。そんな中で、さっきもコンセプトというお話が出ましたけれども、そのところを強調したいということで、結果として今回のこういう形が作り上がってきたという

ふうに理解しております。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 板倉町はどちらでもいいんです。我々が昨年3月に行財政特別委員会を出した案をどこかで採用していると今副町長が言われたので、全部じゃなくても採用しているということだったものですから、じゃ、具体的にこの部分については議会が出したのに対して今回採用させていただきましたという説明をお願いしますと言ったんです。ご理解いただけましたでしょうか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 今のご質問に的確に答えられるかどうかちょっと私は自信がないんですが、これを参考にさせていただいているというのは、例えば検討資料では課の設置が8つございます。現在のほうは今12つございます。本来でしたら8つという数字が、当然採用するという意味では数が同じものというふうになるとは思いますが、逆に8つという数字が現在適当かどうかということの大事な資料にこれはなっていると思います。それで結果としては8つにはならないと、今回はやっぱり12のほうがいいのではないかと、そういう意味では大変参考にさせていただいていると思います。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） どうもありがとうございました。

ちょっともう少し具体的なことなんですけれども、事業課というのがありますよね。最初議会側で出したものには事業課があって、執行部のほうでも昨年6月12日の最初の案の中では事業課というのがあったんですが、それが今度最終的には企画課のほうに入っちゃったような感じがするんですが、この辺はどうしてそういうふうな形になったのかという説明をお願いします。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 確かに昨年6月12日の議会の全員協議会の資料の中では事業課という項目がございます。それがなぜ企画に入ったかということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、これから町のイメージをどうつくるかということを念頭に置きましてつらつら考えました結果、やはり事業そのものを企画と連動させるのが非常に効率がいいんじゃないかというふうに感じております。もちろん独立させるというのもそれで意味があるんだと思いますけれども、当面はやはり執行者の意思あるいはこの地域を取り巻く環境、それに即応していけるような体制というのは企画にあったほうがいいのかとい

うふうなことを念頭に、今回企画の中に盛り込んだというふうに私は理解しております。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

次に移らせていただきます。採用していただけなかったんですけども、途中で議会のほうで出納課というのをつくったんです。その中に会計と税務とを入れているんです。それを受けて、6月12日の最初の検討案のときは会計課は会計1つだったんですけども、昨年9月ですか、その次に検討していただいたときにはこれを採用していただいて、会計課の中に税務と会計を入れていただいたんですね。それが最終的になりますとまた戻っちゃったんですけども、この辺はどういう経緯でこういうふうになったのか、教えていただければありがたいです。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 今ご質問を受けた点なんですけど、それは、取るほうと賦課するほうと一緒にはずすのではないかとということでこのような形にしたというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） わかりました。

あともう1点、教えていただきたいんです。教育のほうの関係、子育てになると思うんですけども、子ども係というのができていますけれども、最初的时候に、教育委員会のほうに子供グループというのが載っていると思うんですけども、これは6月12日にそちらで出された中にも入っています。9月にも出されています。最終的に3回目の見直しの中ではこれが保健福祉課の中の子ども係というところに入ったんですけども、この辺は教育委員会から離れてということなんです。何か理由があったのかどうか、その辺を教えてもらいたいんです。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 子供さんの親御さんが各学校等の手続等を踏まえるとき、やはり1カ所でできたほうがいいのかということで子ども係を設置したというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 今の説明はちょっとよくわからないんですけども、1カ所というのは、6月のときと9月のときに2回検討した中では、今言った教育委員会のほうに子供グル

ープというのであったんですけれども、それだとまずかったということなんですか。経過がよくわからないんです。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） ご承知のとおり教育委員会は今東のほうにございますし、窓口の一本化というのが念頭にあったことでこういうふうな形になったというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 窓口の一本化って私はよく理解できないんですけれども、義務教育と幼稚園教育と保育園のほうといろいろあると思うんです。その辺の仕分けがちゃんとなっていなかったような気がするんですけれども、どうなんでしょうか。全部じゃないですもんね。最初のところでは、私なんかを見ると、教育委員会のところですべてを子供というふうなものでまとめたような形だと思うんですけれども、そういった中で今までの学童保育についてもやっていますので、その辺の認識はどういうのかなというふうに思うんです。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） ご存じのとおり子供の関係というのは、厚生省あるいは文科省が両方兼ねている部分が多いものですから、その持つ弊害の部分をできるだけ取り除いたらどうだろうというふうなことも1つにはあったというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） これ以上質問してもしょうがないのでやめます。

最終的に申し上げますと、私は執行部から出されたこの行政組織につきましては反対でございますので、再度申し上げて質問を終わります。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」「進行」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（菅谷光重君） 起立少数。



したがって、本件は否決されました。

議長（菅谷光重君） ただいまより暫時休憩をとります。

目安といたしまして3時10分までを予定させていただきます。

（午後 2時55分）

議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午後 3時23分）

#### 議案第2号の撤回

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 申しわけございません。たびたびの休憩をいただきまして、おわびを申し上げます。

議案第2号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、さまざまな論議がありそうなことでございます。これにつきましては、暫時お時間をいただきまして、再度提出をさせていただきたいと思っております。議会の皆様方とよく協議、相談を申し上げた中でやっていくという形で、しばしお時間をいただけたらと思っております。

よって、本日の議案第2号につきましては取り下げをさせていただけたらと思っております。先ほど議長にその旨お願いを申し上げました。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） ただいま町長から議案第2号につきまして取り下げの申し出がありました。これを認めます。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたい

と思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

議長(菅谷光重君) これをもって、本日の会議を閉じ、平成20年第4回臨時会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

(午後 3時25分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 高 橋 基 雄

署 名 議 員 竹 淵 博 行

署 名 議 員 金 澤 敏